

特定健康診査・がん検診などの受診方法

医療保険の種別	項 目	30 ～ 39 歳	40 ～ 64 歳	65 ～ 74 歳	75 歳以上
国民健康保険	基本健診	国民健康保険の 健診で受診			後期高齢者医療保険
	特定健診		国民健康保険の健診で受診		
	がん検診	市の検診で受診			
	介護予防のための 生活機能評価			市の検診で受診 (集団検診のみ)	
社会保険など	基本健診	事業所の健診など			
	特定健診		加入している医療保険で受診		
	がん検診	市の検診で受診			

【お問い合わせ】
養父市健康課 (☎ 662-3165)

※平成20年度の健康診査は、新しい体制で実施することになりますが、現在、具体的な実施方法を検討中です。決定次第、お知らせします。

生活習慣病の発症や重症化を防ぐとともに、大切な保険税を有効に使うためにも特定健康診査を受診しましょう。

来年4月から、75歳以上の方を対象とした「後期高齢者医療制度」が始まり、その予算の40%が現役からの後期高齢者支援金で賄われます。この支援金の金額は、①受診率②特定健康指導の実施率③メタボリックシンドローム該当者および予備軍の減少率などによって加算または減算されます。



受診率が支援金額に影響します

「国民健康保険証」更新のお知らせ

12月1日から国民健康保険証が変わり、今回の更新から個人単位のカードになりました。新しい保険証は、11月下旬に郵送しています。

ただし、納税相談のある場合は郵送していませんので、直接、市役所にお越しいただき、相談のうえ新しい保険証を受け取ってください。

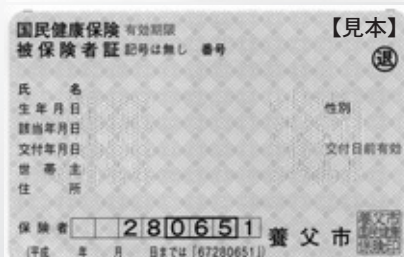
また、社会保険への加入など、家族の中に異動がある場合は届出が必要です。社会保険証か事業所の証明書、印鑑、国民健康保険証を持って、市役所健康課または各地域局市民課で手続きをしてください。

【お問い合わせ】

養父市健康課 (☎ 662-3165)



一般被保険者



退職被保険者